



中学生までの医療費無料化がスタート！
平成27年2月診療分から
適用となります！

町広報誌11月号より3回にわたりお知らせしてきましたが、いよいよ2月1日診療分より中学生までの医療費無料化が始まります。

1月末までに受給者証をお持ちの就学前及び小学生のお子様については変更となった受給者証を、新規該当となる中学生及び未申請だった小学生のお子様で申請書の提出があった方については新しい受給者証を1月末までに送付しております。

また、中学生及び未申請だった小学生のお子様で申請書の未提出の方については、申請がなければ適用となりませんので、交付を希望される場合はお早めに手続きをお願いいたします。

なお、助成対象となると思われる方で受給者証が届いていない方につきましては、町民健康課町民窓口グループまでご連絡ください。

【助成内容】

● 助成の対象となるもの

- ・健康保険が適用されるもの
- ・通院 入院（医科・歯科）
- ・薬（院外処方箋によるもの）
- ・補装具（医師の証明書が必要）

● 助成の対象とならないもの

- ・健康保険が適用されないもの
- ・予防接種（インフルエンザ等）

【助成方法】

- 渡島管内の医療機関で受診した場合
- ・入院時の食事代、差額ベッド代
- ・診断書等の文書料
- ・第三者行為によるケガ（交通事故など）

【助成方法】

- 渡島管内の医療機関で受診した場合
- 「健康保険者証」と「受給者証」を提示すると、医療機関の窓口での支払いはありません。
- なお、「受給者証」を提示せず
に受診した場合は、医療機関で支払いを求められることがあります。

- 渡島管外の医療機関で受診した場合
- 医療機関の窓口で医療費の支払いが発生しますが、役場窓口にて医療費の払戻しをしますので、領収書と印鑑を持って手続きしてください。

窓口での払戻しは即日の支払額が高額となると月末での払戻しとなる場合があります。

なお、診療を受けた月の翌月の初日から起算して2年を経過すると時効となりますので注意してください。

【問い合わせ先】

町民健康課町民窓口グループ
☎ 2 1 2 4 5 3

臨時福祉給付金 平成27年度も給付

給付を受けるには 住民税の申告が必要

(2月16日～3月16日)

申告と同時に「町民税課税状況等調査同意書」を提出すると、受付開始前に必要事項記載済み申請書が送付されます。

②6月末に必要な事項記入済の申請書が郵送されます。該当しない場合も通知されます。

- 対象者** 平成27年1月1日現在、長万部町に住民登録があり、平成26年度町民税非課税者で次のア・イに該当しない。
- ア 町民税課税者の扶養親族（扶養者が町外居住も含む）
 - イ 生活保護制度の被保護者

受付時期 7月以降の予定で、申請書及び町広報でお知らせします。

給付額 1人 6,000円（加算なし）

未申告者 申請書は送付されません。（課税・非課税の調査ができないため）対象と思う方は役場に来て申告、非課税の場合申請書を記載して提出することになります。

手続方法 ①住民税申告及び町民税課税状況等調査同意書を提出

【お問い合わせ先】

町民健康課町民窓口グループ ☎ 2 - 2 4 5 3



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25
TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

- 土地 ● 建物 ● 売買 ● 賃借 ● 仲介代理 ● 一般建築 ● 屋根板金

売りたい方、買いたい方、
不動産のことならお任せください！

(有料広告)